

2 河川・湖沼（内水面）関係

(1) 河川・湖沼における採捕禁止期間

（県漁業調整規則第 33 条）

水産動物の産卵期や幼稚仔期における採捕を禁止して、繁殖保護を図るため、次のとおり採捕禁止期間が定められています。

水産動物名	採捕禁止期間
あ ゆ	1月1日から5月31日まで
や ま め	10月1日から12月31日まで
りゅうきゅうあゆ	11月1日から翌年5月31日まで

また、これに違反して採捕した漁獲物の所持、販売も禁止されています。

(2) 河川・湖沼における魚類の採捕制限

（県漁業調整規則第 34 条）

水産動物の幼稚仔を採捕することは、資源の保護や次の世代の再生産に大きく影響を及ぼします。そのため次のような制限をし、採捕を禁止しています。

水産動物名	採捕制限
う な ぎ	全長21cm以下採捕禁止
こ い	全長20cm以下採捕禁止
ふ な	全長10cm以下採捕禁止

また、これに違反して採捕した漁獲物の所持、販売も禁止されています。

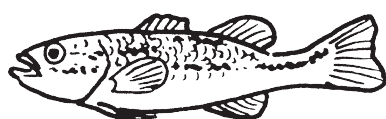
(3) 河川・湖沼における魚類の放流（移植）等の制限
(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)

ブラックバスやブルーギルなど特定外来生物の移植は禁止されています。

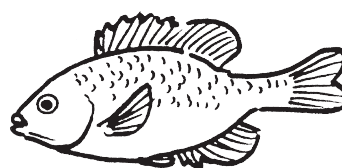
また、飼養や保管、運搬等を行うためには許可が必要です。

(※違反すると罰金等が課されますのでご注意ください。)

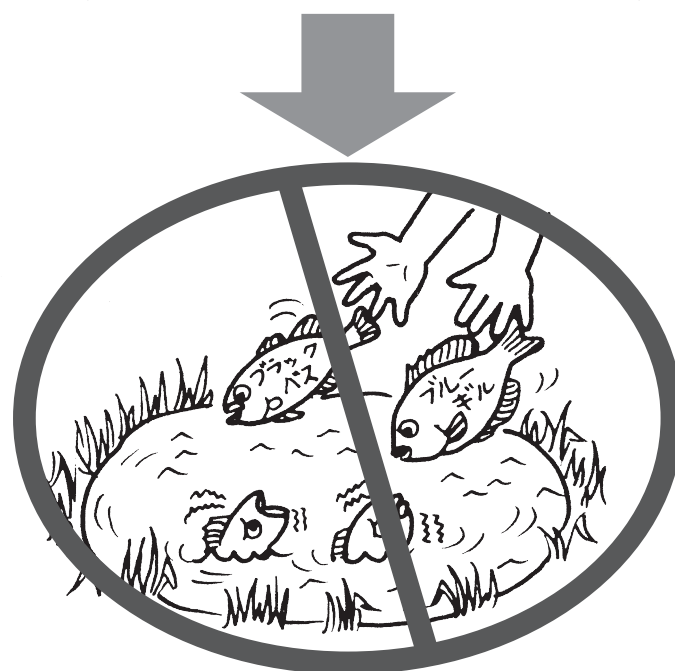
【代表例】



ブラックバス



ブルーギル



(4) 河川・湖沼において禁止されている漁具・漁法

(県漁業調整規則第35, 41条 水産資源保護法第5条, 6条)

次のように水産動植物の繁殖保護上問題となる漁具・漁法を禁止しています。

- ① 水中に電流を通じ採捕する方法
- ② 爆発物や水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用し
ての採捕

- ③ 瀬干漁法，上りやな（上りうけを含む），水中銃を使用しての採捕
- ④ 夜間に，投網，空針掛，夜振（火光を使用して直径 15 センチメートル以上のたも網又は建網により採捕する漁法）を使用しての採捕

(5) 特定の河川における採捕禁止について

河川においては，水産動植物の繁殖保護を図るため，次のとおり県漁業調整規則で特定の区域，時期について水産動植物の採捕を禁止しています。

(禁止区域等)

次に掲げる区域内においては，水産動植物を採捕してはいけません。（県漁業調整規則第 38 条）

- (1) 米之津川の出水市下知識小字高次田，六月田橋上流端から同市下鯖淵小字江添，米之津橋上流端までの水面
- (2) 川内川の薩摩郡さつま町虎居，轟滝から上流及び下流各 90 メートル以内の水面
- (3) 川内川の始良郡湧水町北方字栗野山，水力発電所えん堤上流端から上流 180 メートル，下流 90 メートル以内の水面
- (4) 川内川の始良郡湧水町川西，吉松橋上流端から上流 150 メートル，下流端から下流 500 メートル以内の水面
- (5) 別府川の始良市船津，山田川と蒲生川との合流点から上流山田川へ 200 メートル，蒲生川へ 500 メートル，下流別府川へ 300 メートル以内の水面
- (6) 天降川の霧島市隼人町嘉例川字並石，水天淵滝最上端から上流 30 メートル，下流 150 メートル以内の水面

- (7) 天降川の霧島市隼人町西光寺字釜迫，新川発電所えん堤上流端から上流 20 メートル以内の水面
- (8) 天降川の霧島市隼人町嘉例川字並石，水力発電所えん堤上流端から上流及び下流各 90 メートル以内の水面
- (9) 天降川の霧島市牧園町宿窪田字戸崎，水力発電所えん堤上流端から上流 50 メートル，下流 90 メートル以内の水面
- (10) 天降川支流霧島川の霧島市牧園町持松字滝ノ下，小鹿野滝から上流 360 メートル，下流 180 メートル以内の水面
- (11) 天降川支流霧島川の霧島市牧園町持松字仏前，水力発電所えん堤上流端から上流及び下流各 90 メートル以内の水面
- (12) 天降川支流霧島川の霧島市隼人町松永，花山えん堤上流端から上流及び下流各 50 メートル以内の水面
- (13) 天降川支流霧島川の霧島市隼人町松永，用水せき上流端から上流及び下流各 15 メートル以内の水面
- (14) 万之瀬川上流の南九州市川辺町永田字下平，水力発電所えん堤下流端から同字，万之瀬川と西牟田川との合流点までの水面
- (15) 万之瀬川上流の南九州市川辺町平山字川原，町井手元えん堤下流端から同市川辺町野間字城の下，広瀬川と宮田川との合流点までの水面
- (16) 甲突川の鹿児島市小山田町塚田，水力発電所取水口から下流 200 メートルの第 1 水路口までの水面

2 次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはいけません。

禁止区域	禁止漁具又は漁法
指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町佐多岬南端とを結ぶ線以北の鹿児島湾内	空釣こぎ又は空釣縄
川内川の右岸薩摩川内市湯島町字ナメリ 3052 番地 1 (ナメリ溝) 地先, 左岸同市高江町字汐入 1313 番地 1 地先から上流右岸同市湯島町字下馬江 2656 番地地先, 左岸同市高江町字梅木 1106 番地 2 地先までの水面	網類

次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはいけません。(県漁業調整規則第 39 条)

水産動物	禁止期間	禁止区域
こい (全長 20 センチメートルを超えるものに限る。)	4 月 1 日から 6 月 15 日まで	伊佐市大口宮人, 曾木の滝から上流の川内川本流及びその支流
うぐい	2 月 1 日から 4 月 30 日まで	伊佐市大口宮人, 曾木の滝から上流の川内川本流及びその支流
あゆ	6 月 1 日から 7 月 31 日まで	霧島市隼人町西光寺字釜迫, 新川発電所取水口入口えん堤上流端から下流 20 メートル以内の水面

(河口付近における採捕の制限)

何人も、次の表の河川名の欄に掲げる河川の河口付近であって、同表の禁止区域の欄に掲げる区域において、同表の禁止漁具又は漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の禁止期間の欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。(漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。)(県漁業調整規則第 40 条)

河川名	禁止区域	禁止漁具又は漁法	禁止期間
川内川	河口中央より半径 1,000 メートル以内の海面	火光を利用する漁法又は網類	1 月 1 日から 3 月 31 日まで
	河口中央より半径 1,000 メートル以内の内水面	手釣又は竿釣以外の漁具又は漁法	
別府川	河口中央より半径 1,000 メートル以内の海面	火光を利用する漁法又は網類	
	河口中央より半径 1,000 メートル以内の内水面	手釣又は竿釣以外の漁具又は漁法	
天降川	河口中央より半径 1,000 メートル以内の海面	火光を利用する漁法又は網類	
	河口中央より半径 1,000 メートル以内の内水面	手釣又は竿釣以外の漁具又は漁法	